

村山市監査委員公告第 18 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和元年 10 月 9 日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 佐藤 昌昭

記

1. 監査の対象

財政課

2. 監査の期間

令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 9 日

3. 監査の範囲

平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 8 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和元年 10 月 1 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

【注意事項】

収入未済額の繰越処理について

平成 30 年度土地建物使用料の収入未済額 195,200 円について、翌年度（令和元年度）への繰り越し処理（繰越調定）が遅延している。

すみやかに財務規則第 51 条に基づき処理され、債権管理に努められたい。